

議案第5号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月1日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定等が整備されたことに伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する規定の整備を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和6年3月 日公布
里庄町条例第号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年里庄町条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第1条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第3条第5項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第9条第1項第1号中「以下」を「次号においてこれらの日を」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第9条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

(1) 勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された第1号会計年度任用職員又は6月末満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった第1号会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日（第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して支給する。

(2) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

(3) 前号の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

第10条第6項、第13条及び第16条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(里庄町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 里庄町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年里庄町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第12条の2 第2号会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の勤勉手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

2 前条第2項及び第3項の規定は、第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年里庄町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

（里庄町水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第4条 里庄町水道事業の設置等に関する条例（昭和44年里庄町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（里庄町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第5条 里庄町公共下水道事業の設置等に関する条例（平成21年里庄町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。